



出展準備マニュアル別冊

感染症対策ガイドライン

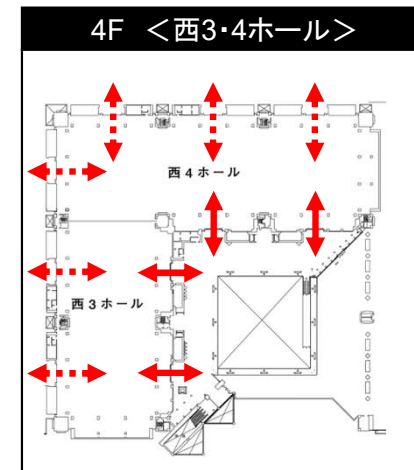
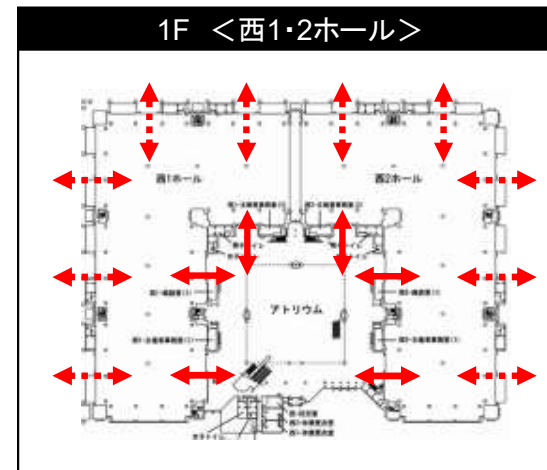
当ガイドラインは、東京都や東京ビッグサイト等の指針を基に作成したものです。
今後、状況が変化した場合にはその時点での指針をもとに内容を修正・変更する場合があります。
出展社の皆様におかれましては、ご面倒をお掛けする部分もございますが、関係者・来場者の健康・安全を第一に、
より良い環境を作り上げていくため、何卒ご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1. 主催者が行なう対策について

3つの密を避ける対応

【1】密閉空間を避けるために

- 空調を稼働
- 展示ホール出入口のシャッターを開放(↔)
- 搬入出シャッター、鉄扉を開放または半開(←⋯→)



【2】密集を避けるために

- 会場内の通路幅を4m以上確保（多くの通路幅は5m以上）
- 出展社・来場者を含めた全体の入館者数把握とコントロール
- 商談スペース等の共用部分はソーシャルディスタンス確保に留意したレイアウトで設置

【3】密接を避けるために

- 主催者側運営スタッフによるソーシャルディスタンス確保のお声掛け

1. 主催者が行なう対策について

事前の呼びかけや手指消毒など

【1】公式Webサイトを通じた事前の呼びかけ

- 体調がすぐれない方には来場自粛をお願い
- 会場においては咳エチケット・手洗い・手指消毒など基本的な感染症対策の励行をお願い
- 大声を出さない、ソーシャルディスタンス確保の呼びかけ

【2】会場に入るすべての方に対して

- 入場前に手指消毒を実施
- 定期的な館内アナウンスや各種サインパネルにて感染症対策への注意喚起

【3】高頻度接触部の消毒

- 会場内共用部で多くの方が触れる場所（ドアノブ、トイレ、共用商談スペース周辺など）の巡回消毒

—入場者数の把握と入場制限について—

関係者・出展社・来場者をあわせた入場者数が西1・2ホールとアトリウムで19,400人、
西3・4ホールで12,600人（2023年3月時点）を超えないよう入場制限を行います。

※一人でも多くの来場者が入場できるよう、ブース運営にあたる出展社の人数を精査してください。

2. 出展社へのお願い

出展準備段階において・・・

【1】関係者への事前告知

- 体調がすぐれない方の来場自粛など、主催者が行なう呼びかけの周知徹底をお願いします。
- 開催日における体調管理に注意を払い、会期中、以下に該当する方は来場を控えていただく様、周知してください。
 - ・発熱がある。
 - ・咳、喉の痛み、息苦しさや味覚・嗅覚の異常、倦怠感等の症状が認められる。
 - ・保健所等の健康観察下にある。

【2】ブース内レイアウト計画の際、密の回避にご留意ください [→ 4ページ参照](#)

- ソーシャルディスタンスが確保できる様、従来よりスペースにゆとりをもってレイアウトしてください。
- 搬入出、施工時間短縮の為、簡素化したブース装飾にご協力ください。

会期中のブース運営において・・・

【3】小まめな消毒対応について

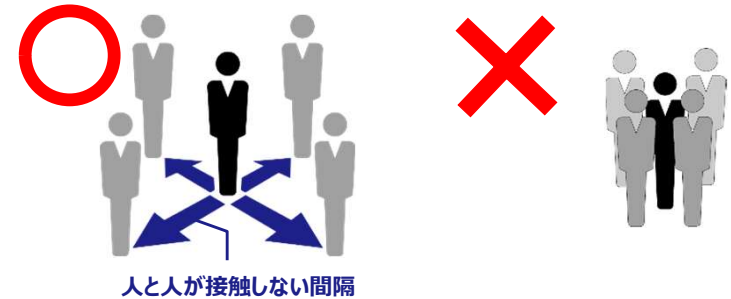
- 試遊品、サンプルなど来場者が多く手を触れる物・箇所については、出展社にて小まめな除菌・消毒をお願いいたします。
- 消毒用アルコールについては、**アルコール含有量や容器の容積によって「危険物持込申請」を行ない消防署の承認が必要になってしまう場合があります**。詳しくは5ページをご参照ください。 [→ 5ページ参照](#)

2. 出展社へのお願い

■ 具体例～ブース運営における予防対策

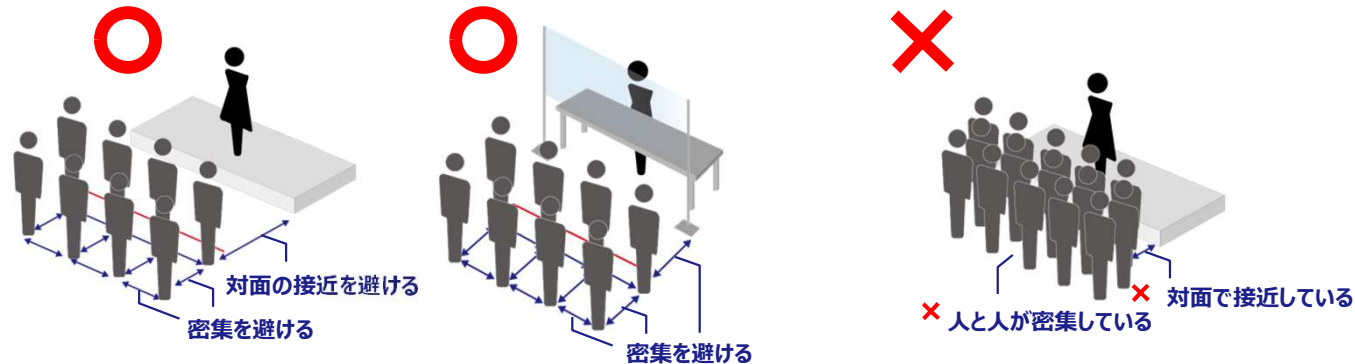
【1】ブース内レイアウトの考え方

- 人と人が接触しないで行動できる間隔を保てるようレイアウトしてください。



【2】実演・ステージ等でのソーシャルディスタンスの確保

- 人と人が密集しないよう十分な間隔を確保し、「密」とならないようご注意ください。



【3】音量規制厳守・飛沫防止への配慮

- ブースからの**音量が大きくなれば、それだけ、話す言葉が聞こえにくくなります**。その結果、大きな声で会話することで飛沫が多く広く飛び、感染のリスクが高まります。大きな声で話さずとも会話・商談ができる環境づくりを実現するため、出展準備マニュアル35ページ「音量規制」を厳守してください。

2. 出展社へのお願い

消毒用アルコール（エタノール）持ち込みの際のご注意

※消毒を目的に使う場合の「アルコール」と「エタノール」は、ほぼ同じものです

【1】保健衛生面での消毒用アルコールの取り扱い

- 諸説ありますが、殺菌効果が見込めるのは「60～80%」とされています（WHOガイドラインによる）。

【2】消防面でのアルコールの取り扱い

- 一方アルコールは可燃性のため、消防面では「60%以上の製品は危険物」とされています。
- そこで、除菌・消毒用として持ち込むアルコールに限り、下記条件をすべて遵守することで持ち込みが可能となります。

① 容器の最大容積が500ml以下であること。

- 例1：アルコールスプレー(容器の容積500ml以下)を1本持ち込み使用する ○
- 例2：アルコールスプレー(容器の容積500ml以下)を複数持ち使用する ○
- 例3：アルコールスプレー(容器の容積**500ml超**)を1本持ち込み使用する ✕
- 例4：詰め替え用にアルコール(容器の容積**500ml以下を含む**)を持ち込む ✕

② 容器に容量、成分等が記載されていること。

【表示項目の例】1.危険物の品名：第4類・アルコール類

2.危険等級：危険等級○

3.化学名：エタノール

4.水溶性：第4類のうち、水溶性の危険物の場合のみ表示しています。

5.危険物の類別：〇〇L

6.危険物の類別に応じた注意事項：火気厳禁

★表示項目の緩和について・・・500ml以下の容器では、一部表示項目が緩和されている場合があります。

消毒用アルコールの容量	①危険物の品名 ②危険等級 ③化学名 ④水溶性	⑤危険物の数量	⑥危険物の類別に応じた注意事項
500mlを超える	○	○	○
500ml以下	通称名※1	○	同一の意味を有する他の表示※2

《凡例》

○：表示の義務あり

※1：通称名の例として「消毒用アルコール、消毒用エタノール」があります。

※2：同一の意味を有する他の表示の例として「火に近づけない」等があります。